

## 新型コロナウイルス感染症に伴う芦別市国民健康 保険税の減免に関するQ & A

Q 1 : 主たる生計維持者とは誰ですか？

A 1 : 世帯主です。

Q 2 : 令和4年中の収入額は、誰のものが必要ですか？

A 2 : 世帯主です。

Q 3 : 確定申告書等の控えを紛失、又は捨ててしまった。

A 3 : 税務署にお問い合わせください。

Q 4 : 令和4年中の給与支給明細書を紛失、又は捨ててしまった。

A 4 : 勤務先に再発行を依頼してください。

Q 5 : 必要な書類を市で取り寄せてもらえないですか？

A 5 : 市では行いません。必ずご自身でご用意ください。

Q 6 : 必ず減免になりますか？また、国民健康保険税は0円となりますか？

A 6 : 減免の基準に応じて判定するため、必ずしも減免になるとは限りません。

また、必ず全額が免除されるものでもありません。

Q 7 : 10分の3以上減少することが見込まれる収入額の令和4年中の所得額が0円又はマイナスだが、減免の対象になりますか？

A 7 : 減免の対象者ではありますが、次の計算式のとおり減免額は、0円になりますので、申請は不要です。

令和4年度の減免額の計算式

(表1) 対象保険税額 × (表2) 減免又は免除の割合 = 保険税減免額

(表1) 対象保険税額

対象保険税額 = $A \times B \div C$
A : 被保険者全員について、お知らせしました国民健康保険税の年税額
B : 減少した収入額に係る世帯主の令和3年中の所得額 ※1 確定申告書Bの場合は、1、2、3、6、68の金額 2 源泉徴収票の場合は、給与所得控除の金額
C : 世帯主とその世帯の被保険者全員に係る令和3年中の合計所得金額 ※1 確定申告書Bの場合は、世帯全員の9と59から69までの合計額 2 源泉徴収票の場合は、世帯全員の給与所得控除の金額の合計額

※ B又はCの額が0円又はマイナスの場合は、減免額は0円となります。

(表2) 減免又は免除の割合

世帯主の令和3年中の合計所得金額	減免又は免除の割合
300万円以下であるとき	全 額
300万円を超えて、400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超えて、550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超えて、750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えて、1,000万円以下であるとき	10分の2

- ※1 確定申告書Bの場合は、9と59から69までの合計額  
2 源泉徴収票の場合は、給与所得控除の金額  
3 世帯主の事業等の廃業や失業の場合には、表2の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します。

Q8 : 新型コロナウイルスが原因ではないが収入が減少した場合、減免の対象になりますか？

A8 : 減免の対象になりません。

Q9 : 会社の都合により退職した場合、減免の対象になりますか？

A9 : 減免の対象になりませんが、会社の都合や正当な理由による自己都合の退職（非自発的失業）については、軽減措置の対象になりますので、市国保係にご連絡ください。

なお、65歳以上のかたや失業保険を受給できないかたは、減免の対象になる場合がありますので、市国保係にご連絡ください。

Q10 : 事業等の廃業や失業した場合の添付書類とは何ですか？

A10 : 事業等を廃止した場合は、税務署や市区町村の税務担当部署に提出した「廃業等

の届出書」などの写しです。

失業した場合は、事業主が記入、押印した「退職証明書」です。

(用紙は市から送付します。)

※ 「解雇(予告)通知書」を受け取っているときは、「退職証明書」に代わり「解雇(予告)通知書」の写しを提出してください。

なお、「退職証明書」を事業主が作成しない場合は、市国保係にご相談ください。

Q11：既に支払った国民健康保険税についても減免の申請はできますか？

A11：減免の対象期別については、申請可能です。

減免の決定後、納め過ぎとなった額については、後日還付いたします。

Q12：国民健康保険税の一部が減免又は減免の対象外となったが、納付が困難な場合はどうすればよいですか？

A12：納付については、状況により分割納付や徴収猶予される場合がありますので、市納税係にご相談ください。

Q13：減免の申請をしてから、決定までの期間は何日ですか？

A13：申請書と添付書類等に不備がなければ、受領してから1週間程度で結果を送付します。

※ 減免の申請に当たって

- ① 記入や押印漏れ、添付書類の不足、減免の基準に満たない申請などがないよう提出の前に、もう一度、「基準に合致しているのか」、「添付書類の不足はないのか」、「記入や押印漏れはないのか」など、よくご確認いただき、提出してください。
- ② 申請書、収入申告書、添付書類等に不備があった場合は、理由を付して、一度返送しますので、修正のうえ、再度提出してください。  
なお、市では申請書の手直しは行いませんので、ご了承ください。
- ③ 書類を再提出した場合、審査結果の送付が遅延しますので、ご了承ください。